

鶏協回覧板

2025 年 10 月 22 日 一般社団法人日本養鶏協会

E U等向け輸出食肉等取扱要綱の改正に係る通知発出 について 農水省からの周知依頼

令和7年10月22日、農林水産省畜産局食肉鶏卵課長ほかより、当協会会長あて「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」及び「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の改正について(EU等向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品のうち卵製品の原料卵における使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築等)の周知依頼がありましたので回覧します。内容は以下の通りです。

7消安第 4301 号

7 輸国第 2745 号

7 畜産第 1722 号

令和7年10月22日

一般社団法人 日本養鶏協会会長 殿

農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課長 動物衛生課長

輸出・国際局規制対策グループ長

畜産局食肉鶏卵課長

「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」及び「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱 | の改正について

(EU等向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品のうち卵製品の原料卵における使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築等)

日頃より畜産行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。



鶏協回覧板

2025 年 10 月 22 日 一般社団法人日本養鶏協会

E Uにおける動物用医薬品に関する規制のうち成長促進作用のあるホルモン剤(E U規則第96/22 号で規定される剤)の使用規制に伴う輸入規制及び薬剤耐性対策強化のための輸入規制(E U規則第2023/905 号)への対応として、E U等向け輸出畜産物のうち牛肉については、先行してE U等使用禁止薬剤の不使用確認体制を構築してきたところです。

今般、E U等向け輸出乳製品、設付き卵、卵製品及び家きん肉についても、E U等向け輸出 牛肉と同様の体制を構築するため、「『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続 規定』の一部改正について」(健生発 0828 第 11 号及び7輸国第 1991 号厚生労働省健 康・生活衛生局長及び農林水産省輸出・国際局長通知)により、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉製品、乳製品、設付き卵及び卵製品の取扱要綱」及び「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」が改正されました。

これにより、E U 等向け輸出乳製品の原料乳、殻付き卵、卵製品の原料卵及び家きん肉を生産する農場登録等に当たっては、E U 等使用禁止薬剤について不使用の確認が要件に追加されました。

このことを踏まえ、EU等向け輸出卵製品の原料卵の生産農場の登録時、登録後の立入検査時、原料卵出荷時における輸出要件の確認の具体的な取扱いは下記のとおりとしますので、貴団体/貴施設におかれては、会員等に対し、周知していただくようよろしくお願い申し上げます。

記

E U 等向け輸出卵製品の原料卵については、生産農場の登録時、登録後の立入検査時、原料卵出荷時に輸出要件の確認を行います(別添1)。この要件に、今般、新たに成長促進目的による抗菌剤を使用しないことが追加されることとなったため、今後、成長促進目的の抗菌剤の不使用確認を行うこととなります。具体的な取扱いは以下のとおりとします。

1 生産農場登録時等のチェックリストの提出

生産農場は、生産農場登録時、登録後の立入検査時、原料卵出荷時に、別添2の様式例を 参考に輸出要件に合致していることを確認し、根拠資料を添えて都道府県畜産主務課又は家畜 保健衛生所に提出することとします。

2 成長促進目的の抗菌剤の不使用確認

「第三国から E U に輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する



鶏協回覧板

2025 年 10 月 22 日 一般社団法人日本養鶏協会

規則(EU規則第 2023/905 号)」により、ふ化してから原料卵を生産するまでの間に1度でも以下に掲げる剤を成長促進目的で使用した家きんの卵は、2026 年9月3日以降EU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを通関する卵製品の原料卵として使用することはできません。

- ・スルファキノキサリン
- ・アビラマイシン
- ・エンラマイシン
- ・ノシヘプタイド
- ・ビコザマイシン
- ・フラボフォスフォリポール

また、2026 年9月3日以前に生産農場登録をする場合であっても、採卵鶏の育すう期間も考慮し、生産農場登録時等にこれらの剤の使用状況を確認します。

なお、育すうを原料卵の生産農場で行っていない場合は、育すう農場から、育すう期に使用した全 ての抗菌性物質の記録の提供を受け、上記の剤を使用していないことの確認を行います。

以上

■添付資料

○別添 1:原料卵確認スキーム○別添 2:原料卵チェックリスト

(同日掲載)「日鶏協回覧板 別添 1・2」をご覧ください。

■ご参考

OEU 等向け輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_ousyu-330.pdf

■農林水産省 HP

〇欧州 | 証明書や施設認定の申請:農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu shinsei ousyu.html

日鶏協回覧板 発行者:一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内(5 階) TEL:03-3297-5515 FAX:03-3297-5519 発行日:2025 年 10 月 22 日

編集・発行責任者:石井 馨(info@jpa.or.jp)